

区分番号
法-03-01

学校法人帯広大谷学園役員報酬等支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人帯広大谷学園（以下「学園」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員のうち、理事長の職にある者は、年間 7,980 千円（月額 665 千円）
- (2) 常勤の役員のうち、法人職員の地位にある者 無報酬
- (3) 非常勤の役員のうち、理事長の職にある者は、年間 120 万円（月額 10 万円）
- (4) 非常勤の役員のうち、監事の職にある者 年間 6 万円（月額 5 千円）
- (5) 非常勤の役員のうち、業務執行理事の職にある者 年間 6 万円（月額 5 千円）
- (6) 非常勤の役員のうち、法人職員の地位にある者及び非業務執行理事の職にある者 無報酬

2 評議員は無報酬とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 前条に規定される報酬等は月額により支給し、翌月 20 日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）とする。

2 任期満了を迎える月の報酬等は支給しない。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(功労金)

第5条 役員の中の非常勤の役員が退任するにあたり、その功労に対する功労金（謝金）を支払うものとする。

(功労金の額の算定)

第6条 功労金の額は、在任期間 1 期（3 年）あたり次のとおりとする。

- (1) 理事長 100,000 円

(2) 理 事 50,000 円

(3) 監 事 50,000 円

- 2 前項における在任期間の端数に関する取り扱いは次の式によるものとし、贈与金額は1万円単位として、端数は切り上げるものとする。

$$1期当たりの功労金贈呈額 \times \frac{\text{端数在任期間（月数）}}{36 \text{ ヶ月}}$$

- 3 功労金は、役員が退任した後、速やかに支払うものとし、役員が重任された場合も都度前在任期間分の功労金を支払う。

（費用）

第7条 役員には、学園出張旅費に関する規程（法-04-08、以下「旅費規程」という。）

に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（会議に関する日当・交通費）

第8条 学園が開催する会議に、書面又は電磁的方法によって出席を要請された役員及び評議員が会議に出席したときは、日当・交通費として4,000円を支給する。

- 2 常勤の役員及び学園に在籍する評議員が会議に出席したときは、旅費規程に基づき支給する。ただし、自らの所属する学校等において行われる当該会議に出席したときは支給しない。

- 3 支給は、原則として会議後に、金融機関の指定口座（個人名義）に振込むものとする。

（公表）

第9条 学園は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、2020年4月1日より施行する。

- 2 学校法人帯広大谷学園役員報酬規程、学校法人帯広大谷学園学外役員功労金支出規程及び学校法人帯広大谷学園理事会・評議員会等の会議に関する日当・交通費支給規程は廃止する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行し、2025年度に開催される最初の定時評議員会で選任された役員から適用する。